

議案第14号 小松島市公害防止条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

所管例規の再確認の結果に基づき、文言等につき所要の改正を行うもの。

小松島市公害防止条例(昭和45年小松島市条例第22号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。<u>以下同じ。)</u>土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。<u>以下同じ。)</u>及び悪臭(<u>以下</u>「大気の汚染等」という。)の発生によって市民の健康又は生活環境(市民の生活に密接な関係のある財産並びに市民の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。</p> <p>(2) 発生施設 工場又は事業場に設置された施設のうち、大気の汚染等を発生する施設をいう。</p> <p>(3) 除害施設 発生施設において、発生する大気の汚染等による被害を除去するための必要な施設及びこれに附属する施設</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。_____), 土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。_____)及び悪臭(<u>以下これらを</u>「大気の汚染等」という。)の発生によって市民の健康又は生活環境(市民の生活に密接な関係のある財産並びに市民の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。</p> <p>(2) 発生施設 工場又は事業場に設置された施設のうち、大気の汚染等を発生する施設をいう。</p> <p>(3) 除害施設 発生施設において、発生する大気の汚染等による被害を除去するための必要な施設及びこれに附属する施設</p>	削る・改正 削る・改正

	<p>をいう。</p> <p>(4) <u>発生基準</u> 大気の汚染等に関する法令及び<u>徳島県公害防止条例(昭和46年徳島県条例第32号)</u>。以下これらを「大気の汚染等に関する法令等」という。)に規定する規制基準をいう。</p> <p>(措置命令)</p> <p>第6条 市長は、大気の汚染等に関する法令等に基づく知事の権限に属する事務のうち、市長に委任されたものについて<u>発生基準</u>に適合しないと認めるときは、当該発生施設において、公害を発生させる者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事故時の措置)</p> <p>第9条 事業者は、発生施設又は除害施設について故障、破損その他の事故が発生し、<u>発生基準</u>を超えるおそれが生じた時は、直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(援助)</p> <p>第13条 市長は、<u>公害防止施設</u>の整備を促進するため、当該施設の設置又は改善につき必要な資金のあっせんその他の援助に努めるものとする。</p> <p>(その他)</p>	
	<p>をいう。</p> <p>(4) <u>規制基準</u> 大気の汚染等に関する法令及び<u>徳島県条例(以下これらを「大気の汚染等に関する法令等」という。)に規定する規制基準をいう。</u></p> <p>(措置命令)</p> <p>第6条 市長は、大気の汚染等に関する法令等に基づく知事の権限に属する事務のうち、市長に委任されたものについて<u>規制基準</u>に適合しないと認めるときは、当該発生施設において、公害を発生させる者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事故時の措置)</p> <p>第9条 事業者は、発生施設又は除害施設について故障、破損その他の事故が発生し、<u>規制基準</u>を超えるおそれが生じた時は、直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(援助)</p> <p>第13条 市長は、<u>除害施設</u>の整備を促進するため、当該施設の設置又は改善につき必要な資金のあっせんその他の援助に努めるものとする。</p> <p>(その他)</p>	改正
	<p>をいう。</p> <p>(4) <u>規制基準</u> 大気の汚染等に関する法令及び<u>徳島県条例(以下これらを「大気の汚染等に関する法令等」という。)に規定する規制基準をいう。</u></p> <p>(措置命令)</p> <p>第6条 市長は、大気の汚染等に関する法令等に基づく知事の権限に属する事務のうち、市長に委任されたものについて<u>規制基準</u>に適合しないと認めるときは、当該発生施設において、公害を発生させる者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事故時の措置)</p> <p>第9条 事業者は、発生施設又は除害施設について故障、破損その他の事故が発生し、<u>規制基準</u>を超えるおそれが生じた時は、直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(援助)</p> <p>第13条 市長は、<u>除害施設</u>の整備を促進するため、当該施設の設置又は改善につき必要な資金のあっせんその他の援助に努めるものとする。</p> <p>(その他)</p>	改正
	<p>をいう。</p> <p>(4) <u>規制基準</u> 大気の汚染等に関する法令及び<u>徳島県条例(以下これらを「大気の汚染等に関する法令等」という。)に規定する規制基準をいう。</u></p> <p>(措置命令)</p> <p>第6条 市長は、大気の汚染等に関する法令等に基づく知事の権限に属する事務のうち、市長に委任されたものについて<u>規制基準</u>に適合しないと認めるときは、当該発生施設において、公害を発生させる者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事故時の措置)</p> <p>第9条 事業者は、発生施設又は除害施設について故障、破損その他の事故が発生し、<u>規制基準</u>を超えるおそれが生じた時は、直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(援助)</p> <p>第13条 市長は、<u>除害施設</u>の整備を促進するため、当該施設の設置又は改善につき必要な資金のあっせんその他の援助に努めるものとする。</p> <p>(その他)</p>	改正

第16条 この条例に定めるもののほか、公害防止について必要な事項は、県条例及び他の関係法令の定めるところによる。

2 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第16条 この条例に定めるもののほか、公害防止について必要な事項は、大気の汚染等に関する法令等の定めるところによる。

2 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

改正